

## 第23期第3回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 平成29年9月5日(火曜日) 14:30～16:40

(2) 会議の場所 市庁舎 5階 大会議室

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

第1番	山下元	第10番	藤田幸隆
第2番	石山敏夫	第11番	近藤美喜男
第3番	藤田幸正	第12番	小野春雄
第4番	岩崎紀生	第14番	合田有良
第5番	小野義尚	第15番	池田辰夫
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第18番	松本勝美
第9番	矢野重明	第19番	山口三七夫

#### (2) 農地利用最適化推進委員

第2番	岡田充	第9番	田坂健次
第3番	岡部正明	第10番	眞鍋哲哉
第4番	村上壽一	第11番	寶田正司
第5番	高橋繁	第12番	守谷博明
第6番	井下八郎	第13番	飯尾象司
第7番	高橋眞次	第14番	西原實一
第8番	宇野賀津美	第15番	久枝啓一

#### (3) 欠席委員 2人

農業委員 第13番 曾我部 英 敏

推進委員 第1番 神野 克 史

### 3 会議に出席した事務局職員

事務局 長	鴻上幸広	事務局 次長	横川俊彦
事務局 次長	原道樹	農政係 長	山之内奈緒美
農地係 長	田中賢禪	主 事	池田有里
臨時職員	中山麻美		

### 4 傍聴者

なし

### 5 議事日程

農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について  
委員としての抱負について

---

◇

14時30分開会

- 原事務局次長** 御起立ください。礼。御着席ください。  
総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。  
農業委員18人・推進委員14人でございます。  
よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。  
それでは、会長よろしく申し上げます。

**藤田会長**

皆さん、こんにちは。  
今年の夏は暑いと言われておりましたが、8月末になり一気に気温が下がり、朝は肌寒く感じます。気温の変化により、体調を崩されませんよう、体調管理には十分気を付けて頂けたらと思います。そして、これからの農作業や農業委員会活動に御尽力いただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、ただいまから平成29年 第3回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事につきましては、まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第6号までとなっております。

農政関係は、「委員としての抱負」についてを議題としております。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において寺尾俊行委員と横井直次委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願いたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第4号は決議事項、第5号及び第6号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。

1ページをご覧ください。

議案第1号「農地の相続税納税猶予適格者証明について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

- 横川事務局次長** 議案第1号、農地の相続税納税猶予適格者証明について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、相続税の納税猶予適格者証明願が提出されたので、当会の決議を求めます。内容は次のとおりです。

平成29年9月5日提出

農業委員会、会長 藤田 幸正

引き続きまして、提案説明をいたします。

1 ページをご覧ください。

1 番、土橋一丁目、畑、他計6筆、面積計3,655平方メートルです。

2 ページをご覧ください。

相続人は、土橋町二丁目在住、(1-1)さんです。被相続人は、(1-2)さん、(1-3)さんです。証明内容は、被相続人との続柄は長男、同居・別居の別は同居、相続開始年月日は、平成28年11月9日です。(1-3)さんは(1-2)さんに先立って亡くなられており、相続法上農地は(1-2)さんに相続され、(1-2)さんが死亡の日まで耕作を行っており、被相続人の要件に合致しておりますことをご報告いたします。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、1番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の相続税納税猶予適格者証明について」を原案のとおり決定させていただきます。

3 ページをご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

● **池田主事**

議案第2号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田13筆、畑3筆、合計面積14,574平方メートルでございます。

4 ページをお開きください。

申請は、69番の(2-1)さんから81番の(2-2)さんの13件ございます。

内訳といたしましては、期間、1年間で1件、3年間で6件、

5年間で6件、利用権の種類は、使用貸借12件、賃貸借1件、すべて再設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること、および、全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

**藤田会長**

ありがとうございました。

以上、69番から81番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。合田委員。

**合田委員**

はい、使用貸借と賃貸借の2種類がありますが、当事者は解って契約しているのでしょうか。

**●池田主事**

お答えします。こちらは、再設定となっており、意向確認をした所、きちんとわかった上で設定していると認識しております。

**合田委員**

はい、わかりました。

**藤田会長**

小野（春）委員。

**小野（春）委員**

項目の中に、耕作能力とありますが、これはどういう意味でしょうか。

**●池田主事**

こちらは農業従事者の人数となっております。

**小野（春）委員**

わかりました。

**藤田会長**

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

**藤田会長**

ないようですので、決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農用地利用集積計画について」を決定させていただきます。

7ページをご覧ください。

議案第3号「農地の賃貸借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

**●原事務局次長**

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の賃貸借権設定で、第2番の1件でございます。

8ページをお開きください。

第2番は船木字元船木、畑、1筆、面積3,845平方メー

トル、譲受人は（3－1）さんです。

譲受人につきましては、昭和57年に設立され、幅広い業務を行っており、昨年からは、多喜浜の農地を借入、生薬の試験栽培を行っています。今回、新たな土壌で生薬を栽培するため、申請地を賃借する目的で、農地法第3条申請が提出されてものであります。

許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第2番は、1ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

**藤田会長**

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、地元委員であります矢野 重明委員より、報告をいただきます。

**矢野委員**

譲受人、譲渡人双方から聞き取りをさせていただきました。譲渡人は耕作をして頂けてありがたいというおりました。譲受人は2年間試験栽培をして、経過をみて更新していきたいと考えているようです。作付作物については生薬で、労働力や農機具の保有状況も問題なく、農地を適正に管理されるものだと判断いたしました。以上です。

**藤田会長**

ありがとうございました。

以上、議案第3号2番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。岡部委員。

**岡部委員**

譲受人は、以前にも多喜浜の方で農地を借りていますね。そこで試験栽培をして、良かったら広げるということだったと思います。多分、苗を養成するためにハウスを設置して、当初は人の出入りが見受けられました。本格的に植えるには、塩害等の影響でなかなか進まないだと聞いております。そして、今回、海岸の方が難しいので、場所を変えて山の方でしたいということなのかもしれないが、確認の段階で、現況や経過報告を聞いた上で今回の話を出すべきではないでしょうか。

**●原事務局次長**

お答えします。去年、多喜浜の方に借りた農地は、4, 80

0平方メートル程になります。ハウスを作って試験栽培はされたのですが、今の土壌では芳しくないと聞いております。まだ多喜浜の方でもしておりますので、そちらのハウスは残した状態で、新しい土壌で試したいということで今回の申請になりました。多喜浜の農地も、試験場として残しておきたいと聞いております。

**岡部委員**

ハウスもそのまま、人の出入りもない状態で、農地を活用してないように見えます。聴き取りの中で、もっと追求出来ることがあるのではないのでしょうか。

**●原事務局次長**

前回の時にも、譲受人さんと地元農業委員さんと事務所の方でお話させて頂きました。試験というところで、実際にやってみないとわからないということでした。やってみた所、あの土壌では、生薬は難しいということになってしまいましたが、やる前から、こちらで判断することは難しいです。

**岡部委員**

これだけ大きな面積の農地を借りて、農業をする以上、もっと責任をもって頂けたらと思います。もう少し農地を大事にして頂きたいです。

**藤田会長**

他にございませぬか。合田委員。

**合田委員**

こちらに労働力は、4人と書いておりますが、この人達は他にも仕事を持っていますよね。普段、管理しているかが問題になっていると思います。今までの管理状態はどうなっていますか。

**藤田会長**

私も前を通るので見るのですが、周辺農地への影響がないよう保全管理はきちんとされています。ですが、条件的に生薬の栽培には適していなかったのではないかと感じました。

**合田委員**

管理して一生懸命したが、不成功に終わったので、新しい土地でチャレンジするという気持ちであるなら、認めてあげれば良いと思います。

**藤田会長**

今回、新しく船木でチャレンジするというので、そちらでうまい方法が見つかって、多喜浜の農地でも活用できるようになれば、農地の活性化に繋がり、我々としてもうれしいことです。他にございませぬか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の賃貸借権設定について」を原案のとおり決定させていただきます。9ページをご覧ください。

●**原事務局次長**

議案第4号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

議案第4号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第16番の1件でございます。

10ページをお開きください。

第16番は萩生字治良丸、畑、1筆、面積47平方メートル、譲受人は市内在住の(4-1)さんです。

譲受人は現在、8反ほどの農地を夫婦で耕作しております。

今回、上部東西線の用地買収により、譲渡人の農地が分断されたため、耕作が困難になった申請地を、隣接土地所有者である譲受人が取得する目的で、農地法第3条申請が提出されたものであり、作付けは、果樹の栽培を予定しております。

第16番の許可要件につきましては、議案書に記載のとおり、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離などをみても問題がないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。

なお、お手元に農地法第3条第2項第1号から第7号までの許可要件について調査書を配布させていただいております。第16番につきましては、2ページ目となっておりますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

**藤田会長**

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、地元委員であります西原 實委員より、報告をいただきます。

**西原委員**

報告致します。今回の案件につきましては、事務局から説明のあったとおり、用地買収による残地を、隣接する農地の所有者である、(4-1)さんが購入する計画であります。福本さんは、保有農地をきちんと耕作しており、また、地域との調和についても、特に問題がないことから許可しても支障がないと思います。以上です。

**藤田会長**

ありがとうございました。

以上、議案第4号16番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

**藤田会長**

11ページをご覧ください。

議案第5号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

●**田中農地係長**

議案第5号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は、1件です。

12ページをお開きください。

10番、萩生字岸ノ下、田2筆、申請人は、(5-1)さん。

内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。以上、10番の事案の一般基準につきましては、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしくをお願いします。

**藤田会長**

以上、10番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

**藤田会長**

13ページをご覧ください。

議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の朗読と説明をお願いします。

●**田中農地係長**

議案第6号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用



の申請で、申請件数は、16件です。

14ページをお開きください。

117番、八幡一丁目、田3筆、譲受人は、(6-1)さん。

内容は、建売住宅(2戸) 134.14平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

118番、又野一丁目、畑1筆、譲受人は、(6-2)さん。

内容は、自己住宅 55.06平方メートル、一体利用地として、宅地 106.52平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

119番、神郷二丁目、畑1筆、譲受人は、(6-3)さん外1名。

内容は、自己住宅 59.62平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

15ページをご覧ください。

120番、大生院 字本村、畑1筆、譲受人は、(6-4)さん。

内容は、自己住宅 125.87平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

121番、寿町、畑2筆、譲受人は、(6-5)さん。

内容は、貸し露天駐車場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

122番、郷三丁目、田1筆、譲受人は、(6-6)さん

内容は、自己住宅 135.80平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

16ページをお開きください。

123番、沢津町三丁目、畑1筆、譲受人は、(6-7)さ

ん。

内容は、自己住宅 112.00平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

124番、桜木町、畑3筆、譲受人は、(6-8)さん。

内容は、貸し露天駐車場、一体利用地として、宅地 1,515.59平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

125番、光明寺二丁目、畑2筆、譲受人は、(6-9)さん。内容は、露天資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

17ページをご覧ください。

126番、一宮町一丁目、畑2筆、譲受人は、(6-10)さん。

内容は、貸し露天駐車場、一体利用地として、宅地 240.98平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

127番、光明寺一丁目、田1筆、譲受人は、(6-11)さん外1名。

内容は、自己住宅 107.64平方メートル、一体利用地として、宅地 6.75平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

128番、東田二丁目、田3筆、譲受人は、(6-12)さん。

内容は、露天駐車場、一体利用地として、宅地 2,798.04平方メートル および 雑種地 72.56平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

18ページをお開きください。

129番、大生院 字戸屋鼻、畑2筆、譲受人は、

(6-13) さん。

内容は、営業所兼作業所 60平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、賃借権で期間は20年です。

130番、瀬戸町、畑1筆、譲受人は、(6-14) さん。

内容は、自己住宅 48.02平方メートル、一体利用地として、宅地 115.73平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

131番、瀬戸町、畑2筆、譲受人は、(6-15) さん。

内容は、露天駐車場・露天資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

19ページをご覧ください。

132番、西の土居町二丁目、畑2筆、譲受人は、(6-16) さん。

内容は、分譲マンション(1棟) 436.52平方メートル、一体利用地として、宅地 1,047.82平方メートルおよび 雑種地 390.00平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、1,000平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

以上、117番から132番の事案の一般基準につきまして、転用行為が遂行される確実性などが申請書および土地改良区の意見書等の添付資料によって認められることを、事務局よりご報告させていただいて、ご審議の程よろしく申し上げます。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、117番から132番について質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第6号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

20ページをお開きください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての報告事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。

よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、15時20分から総会を再開いたします。

(暫時休憩)

**藤田会長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり「委員としての抱負について」を議題といたします。7月20日から委員として活動が始まりました。そこで、本日は委員としての抱負や今後研修としてどんなことを取り上げて欲しいか等をみなさんに一言ずつお願いしたいと思います。では、山下委員の方から、順次お願いします。

**山下委員**

山下です。地域の皆さんと対話出来る農業委員になりたいと思っております。様々な問題がありますが、耕作放棄地の減少に尽力したいと思っておりますが、どうすればいいだろうと考えた時に、皆さんとの対話です。改良区の総会や役員会に出て、意見を出し合う事が大事だと思います。改良区の方々をお願い等しながら、地域の皆さんと対話をして、耕作放棄地を少しでも減らせるように努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

**石山委員**

高津の石山です。農業委員は初めてで右も左もわかりません。先日の西条であった研修、荒廃農地のパトロールが初めての仕事でありました。3日程前に、農業新聞が届きましたので熟読しましたが、わからないことがまだたくさんありました。他の2部を、地区の農業関係の世話人さんにお渡ししましたが、早速質問を受けました。新居浜市には、市街化区域や農用地がありますが、最近わかりにくい表現になっているので、ぜひ地域で勉強会を開いてほしいという要望がございました。これから先、こういう事が目白押しで来るだろうと思っております。先輩諸兄のご指導と事務局のご鞭撻を願って、

しっかりした農業委員になりたいと思います。頑張ります。  
よろしくをお願いします。

**岩崎委員**

神郷の岩崎です。農業委員はじめてで、何かからすればいいかわかりませんが、研修等で感じたのは、耕作放棄地の解消です。地域の先輩方に協力して頂きながら、1つでも減らせるように活動して参りますので、よろしくお願ひいたします。地域の農業者からの質問にも答えられるように、勉強して参りたいと思います。

**小野（義）委員**

神郷の小野です。よろしくお願ひいたします。前期では、何もわからない状態だったのですが、2期目に入りました。私の地区は6部落ありまして、西と東に別れて、2期ごとに交代しております。その中で各地区の世話人と、年に1, 2回報告会を開いております。今後も続けていきたいと思っております。調査については、しっかり個別に腰を据えて話が出るようにしていきたいと思っております。高齢化してきて、担い手もいないという状況で、担い手を探すというのは難しい問題ではあるのですが、一生懸命努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

**寺尾委員**

多喜浜の寺尾です。2期目になるのですが、皆さんがおっしゃっていた通り、地域に密着した農業委員になりたいと思っております。1期目の時も、皆さんと事あるごとに話をしてまいりました。耕作放棄地を減らそうと思い、せめて保全管理だけでもしてほしいとお願ひをしてまいりました。後世に引き継げるような農地を少しでも残して行けたらと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

**横井委員**

多喜浜の横井です。耕作放棄地が多く、頭を痛めております。高齢化が進んでおりますので、保全管理もままならない状況でございます。地元ですので、顔は知っておりますので、地域での話し合いを通じて、少しでも耕作放棄地を減らせるように努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

**藤田（健）委員**

船木の藤田です。今回が初めてでございます。農業委員とは何をするのか、と色々調べてみましたが、端的に言うと農地の確保であるとありました。しかし、条件さえ整えば農地転用は可能であるということに少し疑問を感じています。このままいくと、農地転用や貸借等の法的な事が仕事になって

しまうのではないかと考えています。実務的なことは改良区がほとんどしていますので。今から、どのようになっていくのかわかりませんが、法律関係の事も質問を受けると思いますので、勉強して参りたいと思います。よろしくお願ひします。

#### **矢野委員**

船木の矢野です。今回、2期目になります。私の担当地区は、インターから新居浜カントリーの辺りまで、山際の方半分です。ここは家が建っている所と農地が比較的分離されております。インターが近いせいか、幸い鳥獣害被害がでておりません。今、企業が2町辺り作ってくれておりますので、耕作放棄地対策になっております。そういう事を側面から支援できるように努めてまいります。相続によって、農地の細分化が起こってきておりますが、これが優良農地の確保について、マイナスの作用を起こしております。相続の面で、親の財産を引き継ぐ事に、子供は皆平等だというのはわかりますが、農業をしないのに農地は必要だろろうかと思ひます。非常に偏った考えかもしれませんが、農地を守っていくという面では、農家条件の3反を切ってしまうのであれば、一人で相続して頂けたらと思ひのが、3年間務めた私の気持ちでございます。以上です。

#### **藤田幸隆委員**

泉川の藤田でございます。以前、3年間させていただきましたが、新たな気持ちでやっていきたいと思ひます。泉川は、農地自体も農業をしている人も少ないです。私の部落でも、3軒程度です。ですが、他地区の方がきて、里芋等を作って下さり、耕作放棄地はお陰様で減ってきました。奥さんや旦那さんが亡くなり、耕作ができなくなった土地等は、やはり少し荒れてしまひますので、そういう所等に案内をして、極力耕作放棄地にならないように説明していきたくと思ひます。よろしくお願ひいたします。

#### **近藤委員**

下泉の近藤です。私も、今回が1期目で、わかりきっておりません。ですが、土地改良区をしている関係で、自分の土地改良区の下泉の範囲内の耕作放棄地については、去年一通り潰しております。農業委員になって、その仕事は少し楽になったのではないかと考えております。今回、土地改良区としては解決できなかった、所有者不明の農地について、農業委員会の方で明確にして頂けるのではないかと期待しており

ます。パトロールについて、有効な方法は思いついていないのですが、私が塗り潰している地図で回って頂いて前任者との地図とを見直して、一つにしていけたらと思っております。もう1つ、農業委員会、土地改良区、農業共済の3か所にある土地台帳をまとめるような作業を進めたいと思っておりますが、これは、個人の力ではどうにもなりませんので、力を貸していただけたらと思っております。以上です。

#### **小野（春）委員**

角野の小野です。2期目を務めさせていただきます。1期目の時の反省点なのですが、このような話し合う場を設けて頂いているのに、地区の農家の要望を、地区の代表者として発信できなかったことです。今期は、後継者不足等、様々な問題に、農業委員会・農家の方・農協、三位一体となって立ち向かっていかなければいけないなと思いました。その足掛かりとして、農地中間管理機構を有効活用できるようになればと思えます。事務局へのお願いなのですが、農地中間管理機構を利用しての成功例があれば、こちらの方にお知らせして頂けたらと思えます。よろしく願いいたします。

#### **合田委員**

中萩の合田です。今期で3期目となります。今後の抱負ではありますが、今回の農業委員会制度改革の目玉であります農地利用最適化推進委員の役割であります農地の貸し借りの橋渡し、農地の最適化に力をいれて努めていきたいと思えます。貸し手が多く、借り手の少ない現状ですが、なるべく解決するため、土地改良区等から情報を得ていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

#### **池田委員**

中萩地区の池田です。初めての事で、具体的に何をすればいいのかわかりません。先日、荒廃農地のパトロールを事務局の方とさせて頂きまして感じた事ですが、何年間も耕作放棄地になっている農地があります。新居浜市の他の地区にもたくさんあると思うのですが、ペナルティはないのかとお聞きしました所、固定資産税が少しあがるかもしれないが今のところはないという事でした。今後は、その辺りに軸足をおいて、勉強をしてまいりたいと思えます。よろしく願いいたします。

#### **伊藤委員**

大生院の伊藤です。今回、初めて農業委員になって感じるのですが、耕作放棄地や担い手不足等、様々な問題がありますが、今後の農業はどうなるのだろうと思えました。私は、

退職後に農業をはじめ、田も5反ほど借りてしております。耕作放棄地になる理由として、担い手不足もありますが、農業するメリットが必要じゃないかと思います。利益が出なければやる気がでないと思います。以前、テレビを見ていると、男性の場合、退職後に農業をしたいという方が多いそうです。私の同職者も何名か農業を始めました。若い方は、農業だけで食べていくのは難しいかと思いますので、退職後に10年、15年程農業をするのがいいのではないのでしょうか。そういった目線からでも問題を解決できるように努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### **渡邊委員**

大生院の渡邊です。現在の農業は、少数の担い手農家に土地が集中している状況で、機械の大型化がすすんでおります。それにも拘わらず、農道は狭いままでございます。その農道の隣に家を建てられてしまいますと、機械が通らず、農業をやめてしまったという話もございます。農地転用の必要書類である意見書を出す土地改良区・水利組合の意識は昔のままで、そういった視点に欠けております。軽トラックさえ通ればいいという旧体制の意識をかえていけるように努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### **松本委員**

松本でございます。今回の農業委員会制度の改定で、女性農業委員を1名いれなければならないということで、農業委員を務めることになりました。専業農家として、40年余り農業をしております。あかがね市に出荷しておりますが、他にも女性会員がいらっしゃいます。皆さん、笑顔で楽しそうに農業をしております。私たちが楽しく農業をしている姿を少しでもお見せすることで、農業の良さですとか、楽しさをお伝えできればいいと思っております。農業委員会、難しい言葉がたくさん出てきまして、わからないことだらけですが、事務局の方や、先輩方にご指導いただきながら精一杯努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### **山口委員**

山口でございます。私は、農家ではございませんので、こちらに座らせていただいていることは心苦しく思っております。この中では、私だけではないのでしょうか。農家ではございませんが、農地整備課におりましたので、新居浜市内の地形は隅々まで知っております。農業委員会についてはまだわからないことが多々ありますので、事務局や先輩方からのご



指導を受けながら、3年間努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### **久枝委員**

大生院の推進委員の久枝です。前期、農業委員を務めさせていただきました。新しく農業委員に2名変わりましたので、推進委員としてサポートしていきたいと思っております。推進委員と新しい仕事が出来ましたが、前期3年間やっていて、大生院で2町程作っていた方が、病気をしてどんどん農地を返していております。耕作放棄地の予備軍が増えておりますので、耕作放棄地が一気に増えるのではないかと懸念しております。この推進委員としての3年間は、先ほど伊藤委員さんがおっしゃられたように定年退職者に目を向けて担い手不足の解消に尽力したいと思います。よろしく願いいたします。

#### **西原委員**

中萩の西原です。7月の総会から2か月ほど経ち、推進委員の仕事とは、何をすればいいのだろうかと思っておりましたが、西条の研修で講師の方々が言っていたのが、耕作放棄地を減らすことでした。そして、以前から気になっていた農地中間管理機構の利用希望者がどのくらいいるのだろうかと聞くと、西条市が56件、四国中央市が21件、新居浜市が2件だそうです。こんなに少ないとは思っていませんでした。この3年間、あせらずに一生懸命努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### **飯尾委員**

萩生の飯尾です。今回、初めての推進委員を務めさせていただきます。私は、若い時から農業をしてきておりまして、地区の方々のことはわかっているつもりです。役をいただいた以上、一生懸命したいと思っております。前回の会でも触れましたが、私の地区の中で、若い方でたくさん農地を借りている方がいます。担い手でいいと思いますが、あまりにもたくさん借りすぎて、作付もしていますが、草がたくさん生えていて耕作放棄地とそう変わらない状態になっております。そういった所も含めて、きちんと管理できるように一生懸命努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

#### **守谷委員**

上原の守谷です。私の地区では、年に6、7回は草刈りをしていただく事で耕作放棄地解消に努めています。自分で出来ないところは、農協に頼んでもらう等しています。今後も耕作放棄地が出ないように続けてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

**寶田委員**

角野の寶田です。今回、推進委員を仰せつかりました。右も左もわかりませんが、これから勉強をして少しでもお役に立ちたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。私は、約1町余り耕作しております。少しは耕作放棄地の解消に役立っているのではないかと自負しております。年齢を重ねると共に、少ししんどくなってきました。これからも、耕作放棄地解消にむけて、協力させて頂きますので、先輩方のご指導をお願い申し上げます。以上です。

**眞鍋委員**

角野の眞鍋です。私も、今回はじめて推進委員を務めさせていただきます。西条の研修で、耕作放棄地の減少に努めるようにと教わりました。まだ、推進委員の仕事について、きちんと理解できていませんが、先輩方にご指導願いながら、一生懸命努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいいたします。

**田坂委員**

泉川の田坂です。私も、若いころから農業に携わって参りましたが、数回の総会と西条での研修を受けて、推進委員の仕事が少し見えてきました。ここにおられる先輩委員の皆様、そして事務局の方にご指導願いながら、今後一生懸命、方針に則って努めてまいりたいと思っております。そして、私が感じた事ですが、なぜ耕作放棄地が増えているか、これは皆さんおっしゃっていましたが、利益が上がらないから農業をしないことと、新居浜市には専業農家が少ないことだと思っております。やはり、利益が上がらないと続けていくことはできないと思っております。草の管理も非常に難しいです。守谷委員さんがおっしゃられていましたが、年に6回とっていましたが、夏場は特に厳しいです。草対策にはお米を作るのが一番いいと思っておりますが、畑にはそうはいかないので難しいです。今までの経験を生かして、耕作放棄地を少しでも減らせるように努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

**宇野委員**

船木の宇野です。研修等を通じて、少しはわかってきたと思っておりますが、まだまだ勉強しなければならないなと思っております。幸い、私の地区には、矢野委員がいますので、矢野委員と相談しながら耕作放棄地を減らしていけるように努力してまいりますので、よろしくお願いいいたします。

**高橋(眞)委員**

同じく船木の高橋です。難しい言葉や法律が出てきて大変な所もあるのですが、皆様方の御指導をうけながら、一生懸

命勉強していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### **井下委員**

多喜浜の井下です。よろしくお願いいたします。研修を受けてすぐの頃は、なるほどと思うのですが、実際、何をどうするかという所はまだ頭の中で描き切れておりません。私は、荷内地区なのですが、荷内は農振地区で耕作放棄地が多く、その中にイノシシが出たりして大変苦勞しております。多喜浜地区のほうでも、高齢化が進んでおり、耕作放棄地予備軍が増えてきております。これからの3年間、いかに耕作放棄地を減らすかに、尽力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### **高橋（繁）委員**

神郷の高橋です。今回、推進委員になりました。前期、農業委員を務めさせていただきまして感じた事なのですが、ここ2、3年の間に耕作放棄地の一步手前の保全管理農地が増えたと思います。うるさい人の隣の農地は綺麗にしているが、何も言わない人の隣の農地はそのままにしているということもあります。各地区で、若い30代、40代位の専業農家の人がいると思うのですが、そういう人に何か補助があればいいと思います。そういう人がなくなった時に、どれ位の田が荒れるのだろうと心配しております。国や県が無理なら、せめて市の方で何かできないものでしょうか。推進委員の仕事としては、耕作放棄地の発生防止と解消に今後3年間努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### **村上委員**

神郷の村上です。私の地区は、平成16年の災害後、田畑を作る人が急激にいなくなりました。作る人がいなくなって、荒れてきた土地が山に還ってる状態です。そういう所にイノシシが出て、被害がでているような状況です。自分は自分なりに汗をかいて、一生懸命して、地域の皆さんとお話できるように頑張っ参りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

#### **岡部委員**

垣生の岡部です。今回、推進委員ですが、今まで3期農業委員を務めさせていただきました。農地利用最適化推進委員ということで、農地の貸し手と借り手の仲介をするのが役目だと思っております。耕作放棄地一步手前の農地が増えてきておりますので、今後の農業を心配しております。今まで農地パトロールしてきたデータを生かさないように感じます

ので、地区外のデータを共有することが可能であれば、共有させて頂ければ、担当地区では見つからなかった借り手や貸し手が見つかるかもしれません。生きた情報交換をすることで、耕作放棄地減少に役立てるのではないかと思っております。今後の会の在り方の一つとして検討して頂けたらと思います。

**岡田委員**

高津の岡田です。今回、推進委員になりまして、この制度で何をするのか、まだはっきりとわからず、この制度を知らない人も多いと思います。日頃の活動を通じて、農業委員と推進委員の役割について、理解を深めて頂けたらと思います。

**藤田会長**

ありがとうございました。いろいろと意見がでましたが、どういう事をすればいいのかという意見がたくさんありましたが、新しい制度になり、農業委員と農地利用最適化推進委員の2つの委員になりました。端的に言えば、農業委員は新居浜全体の農地や農業者を守る活動をして頂きます。農地法3条・4条・5条の権利移譲についての審議もして頂きます。そして、農地利用最適化推進委員は、先ほど岡部委員がおっしゃられていましたが、地域内の耕作放棄地を少なくする活動を主として活動して頂きます。農業委員、農地利用最適化推進委員一体となってお尽力いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

委員という立場で、地域の農業を盛りたてるよう、リーダーとしてご活躍いただき新居浜市の農業がますます発展するようご協力お願いいたします。

以上をもちまして、平成29年第3回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。

---

新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員